

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 当審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を令和3年3月26日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の更新決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、障害等級を3級と認定した部分について、2級へ変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、本件処分の変更を求めている。

- 1 症状固定で現在も治療中であり医師からも特段改善傾向が認められていない。薬の量等も一定であり、当方も改善している実感が無い。日常生活等も不自由しているため現在もカウンセリングと服薬中である。

依然として、体調不良が続いており、その度合いも変わっていないため2級から3級に変更になった事由もわからないため従前の通りの2級に戻していただき度、申請するもの。

2 本件診断書において、就労状況について「一般就労」と記載があるのは誤りであり、「障害者雇用」が正しいため再度申告するものである。

また、請求人は、病状悪化の為（医師の診断によるもの）、2021年1月に特例子会社を退職している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月22日	諮問
令和4年1月25日	審議（第63回第4部会）
令和4年2月15日	審議（第64回第4部会）

第6 当審査会の判断の理由

当審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を、同条4項は、手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、同条2項で定める精神障害の状態にあることについて、

都道府県知事の認定を受けなければならない旨を、それぞれ定めている。これを受けて、法施行令 6 条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙 2 のとおり規定する。

また、法施行令 6 条 3 項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 46 号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法 45 条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法 2 条 8 項の自治事務であるところ（法 51 条の 13 第 1 項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解せられる。

そして、処分庁が医師の診断書が添付された申請について、上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行うものとされている。

(2) さらに、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされ、このことは、同規則28条1項により、法45条4項の規定による手帳の更新の場合も同じとされているから、本件においても、上記(1)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード(F33)」(別紙1・1・(1))は、判定基準によれば、「気分(感情)障害」に該当するものと判断されることから、請求人の精神障害の状態については、「気分(感情)障害」による判定基準等により判断することが相当であると考えられる。

「気分(感情)障害」による機能障害については、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

また、留意事項においては、「精神疾患(機能障害)の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている(留意事項2・(2))。

イ 以下、これを前提に、請求人の機能障害の状態について検討する。

本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄（別紙１・３）には、「高校生の頃、人間関係が上手くいかず、不登校気味となり、卒業後も家にこもっていた。H 8 年〇〇を受診し、投薬を受けたが、外出すると緊張したり、人と視線が合わせられない等みられ、平成 1 1 年 3 月 2 日当院初診となる。令和 1 年 8 月 1 8 日仕事で東京へ。以後、外来治療継続中である。」と記載されている。

そして、「現在の病状、状態像等」欄（別紙 1・4）には、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」に該当するとされ、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙 1・5・(1)）には、「依然として抑うつ症状を有し、不安感、焦燥感、不眠、意欲の低下を訴える。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人の機能障害の状態は、抑うつ状態に相当する気分（感情）の障害が認められ、憂うつ気分、思考・運動抑制、不安感、焦燥感、不眠、意欲低下がみられるが、うつ状態に伴う妄想、易刺激性・興奮、気分変動については記載がない。また、憂うつ気分、思考・運動抑制の程度やうつ病による思考障害については具体的な記載はみられない。

そして、請求人は、ある程度の抑うつ状態が持続しており、社会生活において一定の制限を受けるものの、発病から現在までの病歴等を考慮しても、顕著な抑制や激越等の重篤な病状についての記述はみられないことからすれば、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは認められない。

そうすると、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によ

ると、障害等級 2 級に相当する「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、同 3 級に該当すると判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされ、留意事項 3・(6)の表の障害等級「おおむね 2 級程度」の区分に「(3)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とあることから、診断書のこの記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級の区分に該当し得るといえる。

日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）では、おおむね障害等級 3 級に相当する「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」に 8 項目全てが該当すると判定されている。

「現在の生活環境」欄（別紙 1・6・(1)）は「在宅（単身）」とされ、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄（別紙 1・7）は「日常生活においては、おおむね出来るが、症状が再燃、悪化した時は援助を要する。対人関係には不安を抱き易く、見守りや継続した治療が必要。」と記載されている。「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）は「なし」と記載されている。就労状況については、「一般就労」と記載されて

いる。

以上のことからすれば、請求人は、精神疾患を有し、通院医療を受け、障害福祉等サービスを利用することなく、単身による在宅生活を維持している状況と考えられる。そうすると、請求人の活動制限については、留意事項 3・(6)の「日常生活において必要な時に援助がなければ、基本的な活動まで自ら行えないほどの状態」（障害等級おおむね 2 級程度）とまでは考えにくく、「活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもの」（障害等級おおむね 3 級程度）と判断することが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」である障害等級 2 級に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として同 3 級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3・1 のとおり主張し、障害等級 2 級への変更を求めている。また、請求人は、上記第 3・2 のとおり、本件診断書において、就労状況について「一般就労」と記載があるのは誤りであり、「障害者雇用」が正しいことや、現在は無職（令和 3 年 8 月 3 日時点）であることなどを主張している。

しかし、前述（1・(2)）のとおり、障害等級の認定に係る総合

判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書に記載された請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と判定するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。なお、本件診断書の記載内容からすれば、仮に就労状況について「障害者雇用」と記載されていたとしても、それによって障害等級2級と判定されることは困難であると考えられる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)